

新型コロナウイルスの対応について（第 30 報）

2021 年 5 月 31 日

緊急事態宣言の期間延長について

政府は5月28日、今月末が期限の東京、北海道、愛知、大阪、京都、兵庫、岡山、広島および福岡の9都道府県に対して、緊急事態宣言を6月20日まで延長することを決定しました。

当社は、今回の決定を受け名古屋本社、東京地区、札幌支店および岡山支店の業務等を継続することを前提とした在宅勤務の期間を6月20日まで延長します。また、九州支店は6月13日までとなります。

【在宅勤務実施期間】

- ・名古屋本社 6月20日まで
- ・東京地区 6月20日 //
- ・札幌支店 6月20日 //
- ・岡山支店 6月20日 //
- ・九州支店 6月13日 //

なお、やむを得ず出勤する場合は、通勤混雑を避けるために、始業時間を最大前後1時間ずらす範囲での「時差出勤」を認めます。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。